

# 滋賀県天然更新完了基準

# 滋賀県天然更新完了基準

## 1. 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新予定地、更新が未了の箇所、気象害等による更新不成績地等とする。ただし、伐採前に竹やササが優占している箇所については、本基準の対象としない。

なお、保安林及び開発に係る更新方法の基準については、それぞれの法令や指導によることとし、対象に含めないものとする。

## 2. 天然更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または、先駆的な樹種である中木であって、植生の遷移により、将来、高木となることが期待できる樹種とする。

## 3. 更新および更新補助作業

- (1) 本基準の対象とする更新種は、天然下種更新、ぼう芽更新、伏条更新とする。
- (2) 本基準の対象とする更新補助作業は、植込み、必要な幼樹の刈り出し等とする。

## 4. 更新が完了した状態（更新完了基準）

- (1) 伐採後5年目における更新完了基準
  - ① 後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高がおおむね1.5 m以上のものとする。
  - ② 更新が完了した状態は、後継樹の密度が  
湖南地域森林計画区 2500 本/ha以上、  
湖北地域森林計画区 2000 本/ha以上 とする。
- (2) 伐採後2年目における更新完了基準（造林事業等により、伐採後2年以内に更新調査を行う必要がある場合）
  - ① 後継樹は、地域における技術的蓄積や森林の状態等から確実な更新が見込められるものであって、樹高が20 cm以上のものとする。
  - ② 更新が完了した状態は、後継樹の密度が  
湖南地域森林計画区 2500 本/ha以上、  
湖北地域森林計画区 2000 本/ha以上 とする。
- (3) 上記の条件を満たさない場合には、植栽もしくは追加的な更新補助作業を実施することとする。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、部分的な山腹の崩壊や土砂が流出している場合には、植栽等により防災措置を講ずること。また、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には適切な防除方策を実施することとする。

## 5. 更新調査の方法

(1)更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。

(2)更新調査の時期は、伐採後5年目とする。造林事業等により、伐採後2年以内に更新調査を行う必要がある場合には、4-(2)の基準を用いて調査を行う。ただし、伐採後2年以内に調査を行う場合であっても、伐採後5年目に、4-(1)の基準で更新調査を実施することとする。

4-(1)の更新基準を満たさず、経過観察をする場合は、当該調査を行った3～5年後に再調査を行う。

(3)調査の方法は原則をして標準地調査によることとする。

①標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的とみられる箇所を選択する。

②標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積	0.00 ha以上	2.00 ha未満	1箇所
	2.00 ha以上	5.00 ha未満	2箇所
	5.00 ha以上		3箇所

③標準地の大きさは、10 m ×10 mとする。

④明らかに天然更新完了基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳の記録および写真を保管する。

(4)更新調査野帳の様式は、別紙のとおりとする。